

令和2年第2回安城市議会定例会

議案書

(令和2年6月4日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 5 2 号 議 案	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について	1
第 5 3 号 議 案	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 5 4 号 議 案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 5 5 号 議 案	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 5 6 号 議 案	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
第 5 7 号 議 案	安城市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 5 8 号 議 案	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
第 5 9 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
第 6 0 号 議 案	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
第 6 1 号 議 案	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
第 6 2 号 議 案	安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
第 6 3 号 議 案	令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 6 4 号 議 案	令和 2 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊

第 6 5 号 議 案	工事請負契約の締結について（令和 2 年度陸上競技場改修工事）【説明書参照】	2 9
第 6 6 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事）	3 1
第 6 7 号 議 案	訴えの提起について（違約金等の請求）	3 3
報 告 第 3 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3 5
報 告 第 4 号	継続費の逡次繰越しについて（一般会計）	3 7
報 告 第 5 号	繰越明許費の繰越しについて（一般会計）	4 1
報 告 第 6 号	繰越明許費の繰越しについて（安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計）	4 7
報 告 第 7 号	予算の繰越しについて（水道事業会計）	5 1
報 告 第 8 号	安城市土地開発公社の経営状況の報告について	別冊
報 告 第 9 号	公益財団法人安城市農業振興協会の経営状況の報告について	別冊
報 告 第 1 0 号	公益財団法人安城市学校給食協会の経営状況の報告について	別冊

第52号議案

安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例等の一部を改正する条例

(安城市税条例の一部改正)

第1条 安城市税条例(昭和44年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第6項を次のように改める。

6 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第52条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項

の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第67条の5の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第67条の6 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（3）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第68条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第86条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第86条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第119条第6項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」

という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「の規定」を「、第61条又は第62条の規定」に、「又は法」を「又は」に、「」とする」を「、第61条若しくは第62条」とする」に改める。

附則第10条の2中第17項を第18項とし、第10項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第12条、第13条、第13条の3及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第23条 第11条第6項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条

において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 安城市税条例の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第22条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第25条第3項中「する収益事業」の次に「(以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第30条第2項の表第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46条第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条

の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第48条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第

12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第50条第4項から第6項までを削る。

第86条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

(安城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 安城市税条例等の一部を改正する条例(令和元年安城市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、安城市税条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中安城市税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中安城市税条例第26条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則の次に3条を加える改正規定(同条例附則第24条及び第25条に係る部分に限る。)並びに第2条中同条例附則第10条及び第10条の2第19項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中安城市税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の安城市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第26条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第33条の2及び第35条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第25条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の安城市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始

した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第67条の6の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法の改正等に伴い、必要があるため。

第53号議案

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 安城市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方税法の改正に伴い、必要があるため。

第54号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

第55号議案

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

第56号議案

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年安城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の
中核市」を加え、同項ただし書中「修了の機会」の次に「（県内で実施される研修
に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の
改正に伴い、必要があるため。

第57号議案

安城市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

安城市後期高齢者医療条例（平成20年安城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（市において行う事務の特例）

2 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、必要があるため。

第58号議案

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。
附則を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

— 提案理由 —

この案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給する上で必要があるため。

第59号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第27条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、必要がある

ため。

第60号議案

安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神 谷 学

安城市介護保険条例の一部を改正する条例

安城市介護保険条例（平成12年安城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成31年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「17,457円」を「12,696円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「17,457円」を「12,696円」に、「30,153円」を「22,218円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「17,457円」を「12,696円」に、「39,675円」を「38,088円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、介護保険法施行令の改正に伴い、保険料の軽減措置を拡充する上で必要があるため。

第61号議案

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安城市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「12,400円」を「12,440円」に改め、同表班長及び団員の項中「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に、「10,600円」を「10,670円」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の安城市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた安城市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、必要があるため。

第62号議案

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和53年安城市条例第34号）
の一部を次のように改正する。

別表第5（その2）備考第7項を次のように改める。

7 個人が一般利用する場合の使用料は、ICカード型前払式利用券により納
付することができる。ICカード型前払式利用券に1回当たり入金すること
ができる額は、次の各号に掲げる額とし、当該各号に定める率で割り引いた
額の入金をもって当該各号に定める額の入金があったものとし、入金された
後は返金しないものとする。

(1) 15,000円 30パーセント

(2) 5,000円 10パーセント

(3) 2,000円 10パーセント

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月2日から施行する。

(安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
)

2 安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年
安城市条例第22号。以下「令和元年改正条例」という。）の一部を次のように
改正する。

附則第3項中「当分の間、」を「令和2年9月30日までの利用に係る」に、「別表第4及び」を「別表第4に規定する利用料金及び令和3年10月3日までの利用に係る同号に掲げる規定による改正後の」に改め、「利用料金及び」を削り、「又は」の次に「当分の間、」を加える。

(経過措置)

- 3 令和元年改正条例による改正前の別表第4備考第7項及び別表第5（その2）備考第7項の規定により発行されている前払式利用券は、当分の間、この条例による改正後の別表第5（その2）備考第7項に規定するICカード型前払式利用券に残額を移し替えることができる。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の別表第5（その2）備考第7項の規定により発行されている磁気カード型前払式利用券は、令和2年9月30日までの利用に係る令和元年改正条例による改正後の別表第4に規定する利用料金及び令和3年10月3日までの利用に係るこの条例による改正後の別表第5（その2）に規定する使用料の納付に使用し、又は当分の間、令和元年改正条例による改正後の別表第4備考第7項に規定するICカード型前払式利用券及びこの条例による改正後の別表第5（その2）備考第7項に規定するICカード型前払式利用券に残額を移し替えることができる。

－提案理由－

この案を提出したのは、スポーツセンターのプール及びトレーニングルームにICカード型前払式利用券を導入する上で必要があるため。

第65号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 令和2年度陸上競技場改修工事
- 2 工事の場所 安城市新田町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 内容 グラウンド・コート舗装及び施設整備
 - (2) 面積 全天候舗装 9,761.7平方メートル
アスファルト舗装 5,607.5平方メートル
クレイ系舗装 233.5平方メートル
- 4 契約金額 金371,800,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町池西108番地
株式会社クサカ
代表取締役 日下 成人
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第66号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市根崎町地内 |
| 3 契約工事の概要 | 燃焼ガス冷却設備 灰出し設備 排ガス処理設備 通風設備ほか |
| 4 契約金額 | 金552,200,000円 |
| 5 契約の相手方 | 名古屋市中区新栄二丁目1番9号
荏原環境プラント株式会社中部支店
支店長 大庭 茂 樹 |
| 6 契約の方法 | 随意 |

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第67号議案

訴えの提起について

違約金等の請求に関し、次のとおり訴えを提起するものとする。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

記

1 相手方の所在地及び名称



2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、平成29年10月31日を納期限として請求をした契約解除に伴う違約金3,647,122円のうち、未払分3,039,269円及び遅延損害金の支払を求める。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3 請求の原因

相手方は、市と締結した市役所庁舎前等駐車場管理及び案内業務に係る委託契約の履行期間内において、契約で定めた警備員を配置できなくなったとして契約解除の申出をした。

市は、その申出に基づき契約を解除し、契約で定めた額の違約金について請求及びその後督促を行うも相手方の支払がその一部のみであったため、未払分について支払の催告を行ったが、相手方はこれに応じなかった。

4 授權事項

市長は、訴訟の遂行上必要な和解をすることができる。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、必

要があるため。

報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- 1 損害賠償額 金499,400円
- 2 事故内容
 - (1) 発生日時 平成31年1月26日 午後1時頃
 - (2) 発生場所 安城市西別所町地内
 - (3) 経 過 上記地内の市道において、市道の一部となっている暗渠きよの上を車両が通行した際、老朽化した蓋が割れ路面が陥没したことにより、車体が傾き相手方宅のブロック塀に接触したもの
- 3 相手方の損害の程度 ブロック塀の損傷
- 4 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和2年5月15日専決

安城市長 神 谷 学

報告第4号

継続費の通次繰越しについて

令和元年度安城市の一般会計継続費については、別表繰越計算書のとおり繰越しました。

上記地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、報告する。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

令和元年度安城市

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
50 教育費	30 保健体 育費	スポーツセ ンター改修 事業	円 1,042,800,000	円 417,120,000	円 0	円 417,120,000
		北部学校給 食施設整備 事業	3,048,000,000	1,219,200,000	0	1,219,200,000

継続費繰越計算書

支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
170,640,000	246,480,000	246,480,000	66,480,000	0	180,000,000	0
826,368,600	392,831,400	392,831,400	98,831,400	0	294,000,000	0

報告第5号

繰越明許費の繰越しについて

令和元年度安城市の一般会計繰越明許費については、別表繰越計算書のとおり繰越しした。

上記地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、報告する。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

令和元年度安城市

款	項	事業名	金額
			円
15 民生費	10 児童福祉費	保育園園路整備事業	13,000,000
30 農林水産業費	5 農業費	土地改良施設改修事業	9,000,000
		土地改良推進事業	5,500,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	36,500,000
		橋りょう維持管理事業	20,000,000
		道路新設改良事業	325,575,000
		交通安全施設整備事業	54,659,000
		橋りょう新設改良事業	79,940,000
	15 河川費	河川維持管理事業	66,000,000
		河川新設改良事業	138,320,000
	20 都市計画費	社会資本整備促進事業	14,600,000
		交通結節点整備促進事業	366,600,000
		土地区画整理事業	75,057,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
6,000,000	0	0	0	0	6,000,000
9,000,000	0	0	0	0	9,000,000
5,500,000	0	0	0	0	5,500,000
36,500,000	0	0	0	0	36,500,000
20,000,000	0	0	0	0	20,000,000
262,413,000	0	3,275,000	2,400,000	0	256,738,000
43,900,000	0	0	0	0	43,900,000
79,400,000	0	14,724,000	0	0	64,676,000
66,000,000	0	0	0	0	66,000,000
87,300,000	0	25,380,000	23,400,000	0	38,520,000
14,575,000	0	0	0	0	14,575,000
366,600,000	0	0	0	0	366,600,000
70,890,000	0	0	63,000,000	0	7,890,000

款	項	事業名	金額
40 土木費	20 都市計画費	南 明 治 第 一 土 地 区 画 整 理 事 業	円 237,000,000
		住宅市街地総合整備事業	51,000,000
45 消 防 費	5 消 防 費	災害用マンホールトイレ 設 置 事 業	16,500,000
50 教 育 費	10 小 学 校 費	小学校校内放送設備 設 置 事 業	6,600,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
237,000,000	0	147,693,000	64,000,000	0	25,307,000
51,000,000	0	23,250,000	20,000,000	0	7,750,000
16,500,000	0	6,180,000	0	0	10,320,000
6,567,000	0	0	0	0	6,567,000

報告第6号

繰越明許費の繰越しについて

令和元年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計繰越明許費については、別表繰越計算書のとおり繰越しました。

上記地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、報告する。

令和2年6月4日提出

安城市長 神 谷 学

令和元年度安城市

款	項	事業名	金額
			円
5 安城桜井駅 周辺特定土地 区画整理費	5 土地区画整理費	土地区画整理事業	335,000,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
308,000,000	58,020,000	179,090,000	0	70,890,000	0

報告第7号

予算の繰越しについて

令和元年度安城市の水道事業会計予算については、別表繰越計算書のとおり繰越しました。

上記地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、報告する。

令和2年6月4日提出

安城市長 神谷 学

別表

令和元年度安城市

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
4 資本的支出	10 建設改良費	水道施設拡張事業	476,648,000	218,648,000
		配水設備増補改良事業	346,446,000	57,446,000
		取水浄水増補改良事業	22,000,000	0

水道事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
	工事負担金	過年度損益 勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
258,000,000	0	258,000,000	0	0	推進工の工法変更を行ったが、対応できる推進機が2月でないとリースできないことから、工程に遅れが生じたため。
289,000,000	2,739,000	286,261,000	0	0	道路占用事業者との協議に時間を要し、断水、交通規制等の施工時期の制約等により、工程を遅らせる必要があったため。
22,000,000	0	22,000,000	0	0	消防等関連機関との調整に時間を要し、設計の見直しが生じたため。